

防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方

平成16年3月26日

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

はじめに

我が国の治安は、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最悪の285万3,739件を記録し、平成15年は279万0,136件と若干減少したものの、治安がよいとされた昭和50年代に比べれば依然として約2倍となっているなど、深刻な状況にある。中でも、住宅等の建物に侵入して行われる犯罪（侵入強盗及び侵入窃盗をいう。以下「住宅等侵入犯罪」という）は平成15年中33万7,942件発生し、10年前の平成6年に比べ、8万9,017件（35.8%）も増加した。

住宅等侵入犯罪の増加は、誰にとっても安心の拠り所であり、安らぎの場であるはずの「我が家」ですら必ずしも安全ではなくなっていることを示すものであり、「女性が一人で安心して夜道を歩ける国」との評判を揺るがす街頭犯罪の増加と相まって、国民の治安に対する不安を高める大きな要因となっている。

ひるがえってみれば、世界一とも称された良好な治安情勢を背景に、これまで我が国では、建物の防犯性能を高めるという点について必ずしも十分な取組みがなされてこなかった。もちろん、このことは建物だけではなく、広く防犯という課題全般に対して個々の国民がさほど神経質になる必要がなかったという事情を反映するものであり、そのこと自体はむしろ誇るべきことでさえあるが、それ故に、諸外国と比べたとき、我が国の建物は侵入者を防ぐという性能において脆弱なものとなってきたとの声がある。

住宅等侵入犯罪の急増は、もとより単一の要因に帰着させることができるほど単純なものではないが、少なくとも防犯に対する取組みの比較的弱かった我が国が外国人犯罪者の標的となり、ピッキングやサムターン回しなどの手口が我が国において爆発的に広がったことに原因の一つがあることは、近年における外国人被疑者の急増や新たな手口の広がり方を見る限り疑うことのできないところである。

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という）は、このように深刻な状況にある住宅等侵入犯罪に対し、建物の設備

面で対抗措置を講ずることによってその防止を図ることを目指し、平成14年11月25日、関係省庁及び関係民間団体によって設置された。

官民合同会議では、まず平成14年度の成果として、平成15年3月26日、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方(中間取りまとめ)」(以下「中間取りまとめ」という)を策定し、「建物部品に関し防犯上配慮すべき事項」とあわせて公表した。

<http://www.npa.go.jp/safetylife/index/>

> 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方(中間取りまとめ)について

さらに、中間取りまとめに示された検討日程に従い、防犯性能試験の実施細目について検討を重ね、平成15年10月9日、防犯性能試験に関する総則的事項を定める「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」(以下「試験規則」という)及び建物部品の種別に応じて試験方法の細目的事項を定める「建物部品の防犯性能の試験に関する細則」(以下「試験細則」という)をそれぞれ公表した。

<http://www.npa.go.jp/safetylife/index/>

> 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議による防犯性能試験の実施について

そして今回、試験規則及び試験細則に基づき平成15年度中に行った防犯性能試験の結果がまとまったことを受け、この結果を「防犯性能の高い建物部品目録」として公表するのに併せ、官民合同会議における試験の実施及び今後の課題等について取りまとめたものである。

1 防犯性能の高い建物部品の開発～防犯性能の基準及び試験の実施

(1) 防犯性能の基準

建物部品()の防犯性能の定義として、官民合同会議が平成15年3月26日に決定した「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する方針(申合せ)」では、「建物部品の防犯性能とは、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して建物部品が有する抵抗力をいうものとする」としている。また、その評価方法は、「試験員が試験工具を用いて試験体の単位に対して試験行為をした場合における完遂までの時間を計測して行うもの」とすると定め、併せて建物部品が有すべき防犯性能の目安は、「当分の間...5分を超えるものとする」と定めている。

()建物への侵入は、ほとんどの場合ドア、窓、シャッターなどの開口部を経由することから、ここでは建物部品としてこれら開口部を用い

れるものを対象とする。

この5分という基準については、官民合同会議の目標が、建物に侵入して行われる犯罪の防止を図ることにあつたことを踏まえ、侵入犯罪の典型的類型である侵入窃盗の被疑者を対象とする調査（ ）において、「侵入するのに時間が5分以上かかれば侵入をあきらめる」と回答したものが約7割に上るとする結果が出ていることを参考に、当面の目標の数値として設定したものである。

()財団法人都市防犯研究センターの調査による。fUSRIレポート別冊第7号 防犯環境ハンドブック住宅編に掲載

官民合同会議では、中間取りまとめの後も防犯性能の基準について検討を続けるとともに、実際に建物部品の破壊を行う予察試験を重ねた結果、防犯性能の基準としては、基本的に5分という基準を妥当としつつ、騒音レベルに関する基準も加味した目標抵抗値を設定し、防犯性能試験において目標抵抗値以上の結果を示した製品について、防犯性能の高い建物部品として公表することが適当であるとの結論に達した。

具体的に、今回の目録の作成に関する防犯性能の基準として採用した目標抵抗値の基本的考え方は、次のとおりである。

騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては、5分以上耐えること。
騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回
(総攻撃時間1分以内)を超えること。

ここで、攻撃方法については、単独の攻撃者が携行可能な工具又は道具を用い、一人で建物部品に対する攻撃を加える方法によることとした。

また、騒音レベルについては、中間取りまとめで「騒音計を用いて測定した騒音レベルが、100デシベルを超えず、100デシベル以下であって90デシベルを超える回数が5回未満であること」とされているが、実際の犯罪を手口面からみたとき、

侵入が発見されるのを防ぐために騒音の発生を可能な限り避ける手口(ピッキング、こじ破りなど)と 侵入が発見されるのを防ぐことよりも短時間で犯行を終了させて逃走することを重視する手口(ガラスの打ち破りなど)に大きく分けられることを踏まえ、この両方の手口の特徴を取り入れた目標抵抗値を防犯性能の基準として採用したものである。

なお、「防犯性能の高い建物部品目録」に登録されている製品は、試験の結果、現在広くみられる窃盗犯の手口に対して5分以上その侵入を阻止する能力を示したものであるが、このことは、あらゆる状況における侵入者の攻撃に対し5分以上抵抗することを意味するものではない。例えば、幹線道路や工場の付近など大きな騒音が発生している場所では、音を気にしないで攻撃が可能であるなど、その建物の置かれている環境によって侵入者による攻撃の内容が変わることがあり、そのほかにも、工具の大きさや道具の性能の違い、犯人の熟練度や体力、人数などの様々な要因によって、侵入を防ぐことのできる抵抗時間が5分に満たないことがあり得る。

(2) 防犯性能試験の方法

中間取りまとめでは、防犯性能の基準を5分とすることと同時に、建物部品が5分以上の抵抗時間を有するかどうかの判定は防犯性能試験によることとした。

官民合同会議では、防犯性能試験の実施方法について検討を重ね、最終的に、防犯性能試験は、通常使用される状態に置いた建物部品に対し、現在広く見られる窃盗犯の手口によって実際に攻撃を加える方法によることを決定し、具体的には次のとおりとした。

まず、防犯性能試験を行う建物部品の種別は、実際の使用状況等を踏まえ、次のとおり分類することとした。

ア ドア関係

ドアA種 (ドアB種、ガラスドア及び上げ下げ内蔵ドア以外の全ての開き戸)

ドアB種 (主としてビルに用いられるスチール製開き戸)

ガラスドア

上げ下げ内蔵ドア

引戸

錠 (錠、シリンダー及びサムターン)

イ 窓関係

サッシ (引き形式、開き形式及び上げ下げ形式)

ガラス

ウィンドウフィルム

雨戸

面格子

窓シャッター

ウ シャッター関係

重量シャッター

軽量シャッター

シャッター用スイッチボックス

次に、試験において使用する道具及び攻撃方法は、それぞれの建物部品の種別ごとに定めることとし、これに当たっては予察試験の結果を踏まえ、また、警視庁捜査第三課の協力を得て、まず使用する道具について、現在窃盗犯が多く使用している道具を選定し、攻撃方法として現在広くみられる手口及びこれらの道具を用いることが想定される手口を対象とすることとした。

それぞれの建物部品の種別ごとの攻撃方法の概略は、次のとおりである。

建物部品の種別		攻撃方法	
類型	種別	主な手口	主な使用工具
ドア	ドア(A種)	こじ破り、受座壊し	バール
	ドア(B種)		
	ガラスドア	ガラス部攻撃	バール
	上げ下げ内蔵ドア	上げ下げ機構攻撃	バール
	引戸	こじ破り	バール
	錠(錠、シリンダー、サムターン)	ピッキング、サムターン回し	特殊開錠用具
窓	サッシ(引き、開き、上げ下げ)	クレセント外し	バール
	ガラス	こじ破り、打ち破り	ドライバー、バール
	ウインドウフィルム		
	雨戸	こじ破り	バール
	面格子	格子外し	バール
	窓シャッター	こじ開け	バール
シャッター	重量シャッター	こじ開け	大型バール
	軽量シャッター		バール
	シャッター用スイッチボックス	穴開け	ドリル

また、中間取りまとめにおいては、「建物部品に関し防犯上配慮すべき事項」を策定したが、その内容の内侵入手口については防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法に取り入れられるとともに、対抗策としては目録記載の建物部品を使用

することが中心となることから、今回大幅に簡略化した上で、この報告書に **別添 1** として取り入れることとし、併せて建物部品の種別ごとに手口が一覧的に把握できるよう見直しを行った。

なお、官民合同会議における公式の試験時間は、一部を除き5分間としている。すなわち、目録に登載した製品はいずれも一定以上の防犯性能を有しているが、このことはすべての防犯性能が同一であることを意味するものではなく、侵入者の攻撃に対する抵抗時間が、同じ種別の製品の中でも5分を若干上回る程度のものから分を大きく超える性能を有するものまで存在する可能性がある。

2 防犯性能の高い建物部品の普及

防犯性能の高い建物部品は、開発と普及が一体となって初めて効果を挙げるものである。

防犯性能の高い建物部品を広く普及させるためには、まず、従来製品と比較して製品の価格が高価なものとならざるを得ないことについて国民の理解を得ることが必要であると考ええる。

また、普及に際しては、建物部品が本来の防犯性能を発揮できるよう 施工や使用に当たっての注意事項を共通認識とする必要がある。

さらに、消費者が一目で見分けることのできる共通標章や呼びやすい呼称（通称）についても早急に定めることが必要と考える。

(1) 追加負担への理解

建物部品の防犯性能を高めようとする場合には、現状では追加費用や製品選択の負担が発生することがほぼ避けられない。特に、建物への侵入は建物部品の暴力的破壊を伴うことも多く、これに対抗するために強度の高い素材や構造を採用すれば、そのこと自体による原価の上昇とともに、重量の増加や加工の困難化などによって搬送や施工に係る費用の増加をも招くことが想定される。

防犯性能は、遮音、省エネルギー、バリアフリーなどの性能とは異なり、直接的に居住環境の向上につながるものではない。しかしながら、風雨や外敵の侵入を防ぎ、その中にある人や物を守るというのが建物に本来求められている能力であることから、防犯性能は、建物部品にとって重要な性能であるといえる。

したがって、官民合同会議としては、防犯性能の高い建物部品の普及のために、刑法犯、とりわけ住宅等侵入犯罪の発生件数が高い水準にある現在、建物部品にはそれに対応した防犯性能が不可欠であり、そのため、追加費用が発生することについて国民の理解を求めるとともに、同時に発生する製品選択に関する負担について情報提供等により負担軽減を図ることとする。

また、各建物部品の製造者には、より高い防犯性能を持つ建物部品の開発とともに、消費者がより低廉な価格で防犯性能の高い建物部品が購入可能となるよう引き続き努力が必要である。

さらに、国民が防犯性能の高い建物部品を使用することは、治安を回復して犯罪に強い社会を構築することにつながり、結果として社会全体にとって良い効果を生じるものである。低廉な価格で購入可能な製品開発への支援、建物部品の設置や交換等に係る負担軽減等、行政としての施策も検討されるべきである。

(2) 建物の設計、施工や建物部品の販売における防犯への配慮

官民合同会議では、今回一連の予察試験を行う中で、建物部品の防犯性能は部品単体によって測ることができるものではなく、部品が建物に取り付けられる状況に大きく左右されることを確認した。

すなわち、目録に登載された建物部品を使用したとしても、その施工や使用が適切に行われていない場合には、個々の建物部品の性能が十分に発揮されず、結果として侵入犯の侵入を防止することができなくなることがあり得る。

そこで、各建物部品の製造者には、目録に登載された建物部品がいかなる条件の下で使用される場合に所期の性能を発揮することができるのかを明らかにする必要がある。また、建物の設計、施工に関わる各団体や建物部品の販売に関わる各団体においては、目録に登載された建物部品が本来の防犯性能を発揮できるよう、その取扱いについて会員に周知するとともに、各団体及びその会員が消費者に対して情報提供を行うよう取り組むことが必要である。

3 今後の課題

今回、官民合同会議が定めた防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法については、現時点における知見に基づくものであるが、防犯性能試験を行う過程におい

て、今後の検討を要する課題も明らかとなった。現在までに判明している今後の課題は、次の4点である。

(1) 試験員の選定及び訓練

官民合同会議では、試験規則及び試験細則を平成15年10月9日に公表し、翌10日から試験細則に基づき防犯性能試験の実施作業を進めた。

防犯性能試験の実施に当たっては、まず試験規則に従い建物部品の種別ごとに、警察庁、国土交通省及び建物部品の製造業者の団体が推薦する者から試験員を選定し、この試験員によって試験を行った。

防犯性能試験は、窃盗犯の手口を再現する方法により行うことが必要であることから、必然的に人為試験とならざるを得ない。予察試験の結果などからも、試験員の技量等によって攻撃の開始から侵入が可能となるまでの時間に大きな較差があることが確認されたため、官民合同会議では、道具の使用等について十分に熟練した者を試験員として選定するとともに、較差の大きい攻撃方法については複数の試験員により行うなどの措置を講じるなど試験の水準を平準化するための方策を講じた。また、盗犯捜査に長年の実績のある警察庁指定広域技能指導官を「試験指導員」として指定し、その指導の下に試験を実施することにより、試験水準が一定に保たれるよう配慮を加えた。

今後、引き続き試験を実施するに当たっては、試験水準の平準化の観点から、試験員の選定や訓練の在り方、盗犯捜査に長年の実績のある警察官の関与等について、更に検討を重ねる必要がある。

(2) 防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法の見直し

防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法は、官民合同会議において、現時点で広くみられる手口のみならず、今後現れることが予想される手口まで踏まえて決定したものである。しかしながら、犯罪の手口も日々変化しており、特に近年、建物部品の弱点をつく手口が見い出されると、短期間のうちに拡散する傾向がみられる。

防犯性能の基準について、今回設定した「5分」という抵抗時間は、中間取りまとめにもあるようにあくまでも当面の目安としているものであるため、今後、警察にお

いて窃盗犯の調査分析を引き続き行い、求められる防犯性能の基準を確定していくことが必要である。

同時に、各建物部品の製造者は、「5分」の基準を達成したことをもって良しとせず、より高い防犯性能を有する製品の開発を続けることが必要である。

また、防犯性能試験の方法については、これらの各要素を踏まえつつ今後も不断に見直しを加え、新たな手口が出現した場合や防犯性能を高める新たな技術が開発された場合などには、これらに迅速に対応して、防犯性能試験の方法を改定していくことが必要である。

今後も、犯罪手口などの状況の変化を踏まえ、防犯性能試験の方法について見直しのための検討を行うこととし、併せて防犯性能の基準についても検討を加えることとする。

(3) 防犯性能の高い建物部品の共通標章

防犯性能の高い建物部品の普及を促進するに当たり、消費者である国民が、防犯性能の観点から建物部品を選択することを可能とするための分かりやすい「目印」を示すことである。また、その「目印」は、守ろうとする建物の開口部について一定以上の性能を持ったものを揃えられるよう、全ての建物部品にとって共通するものであることが望ましい。

そのため、官民合同会議では、防犯性能試験において目標抵抗値以上の防犯性能を示した防犯性能の高い建物部品について、目録として公表すると同時に、それぞれのカタログ、パンフレット等において表示し、あるいは製品自体に貼付するための共通標章を作成するとともに、防犯性能の高い建物部品の共通呼称（通称）を定めることとする。

共通標章については、防犯性能の基準及び防犯性能試験の方法について変更があった場合にどの段階の基準・試験方法を満たしているかが明らかとなるよう、原則として基準・試験方法の策定年を表示するものとし、製品自体に貼付するものについては、犯罪者にとって攻撃の方法や製品の弱点等に関する情報を提供する事態を避けるため、基準・試験方法の策定年は表示しないものとする。

防犯性能の高い建物部品の共通標章等については、目録の公表後速やかに検討を行い、公表するものとする。

(4) 建物全体としての防犯性能評価

建物の防犯性能は、単純に建物部品の防犯性能の総和として規定することはできず、防犯カメラ等の防犯設備、機械警備等の警備態勢、建物周辺の環境、更には犯罪者の意図など様々な要因によって大きく変動するものである。

したがって、建物の防犯について検討する場合には、当該建物の状況を踏まえ、適切な防犯性能を備えた建物部品を選定することとともに、建物部品以外の防犯対策についても併せて考えることが必要である。今後、建物全体としての防犯性能を評価するための客観的な手法、基準の検討を進めるとともに、建物の防犯性能の分かりやすい表示の在り方についても検討する必要がある。

まとめと展望

官民合同会議では、平成15年度における活動の成果として、上に述べたところにより「防犯性能の高い建物部品の目録」を公表するとともに、この報告を取りまとめた。

引き続き、平成16年度においても活動を継続し、新たに開発された製品についての防犯性能試験を実施して、一定の性能を示したものを公表するとともに、防犯性能の基準が策定されていない形式の製品に関する基準の策定を進めることとする。併せて、上記3に述べた課題の解決を図ることとする。

官民合同会議では、以上を踏まえ、今後、官民で防犯性能の高い建物部品の開発・普及を推進するに当たっての確認事項として、中間取りまとめの際の申合せを別添2のとおり改正することとした。

なお、中間取りまとめにおいて言及し、この報告においても述べたとおり別添2の申合せについては、現時点における対処措置として官民合同会議の目標を定めたものであり、今後における侵入犯罪の実態や建物部品の開発の進展に伴い、見直すべき性格のものであることを申し添える。